

消費税

令和5年10月

事業者の方へ

# インボイス制度開始！

## インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始すると・・・

インボイス制度開始後、買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。

売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受ける必要があります。登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

売手  
(インボイス発行事業者)



買手  
(課税事業者)



### 納付する消費税額の計算方法（一般課税の場合）

$$\begin{array}{r} \text{売上げの消費税額} \\ \text{(売上税額)} \end{array} - \begin{array}{r} \text{仕入れや経費の消費税額} \\ \text{(仕入税額)} \end{array} = \begin{array}{r} \text{納付する消費税額} \\ \text{(納付税額)} \end{array}$$

差し引く計算が  
仕入税額控除

仕入税額控除には  
インボイスの保存が必要

インボイスがなければ  
仕入税額控除できない

※ 一定期間、経過措置が設けられています

?

登録するかどうかは、どう判断したらいいの・・・？という方へ  
裏面のチェックシートを活用し、ご検討ください！

### 登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます。
  - ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください。
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です。

申請手続



### 国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

インボイス制度についての一般的なご質問は、チャットボットまたは軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

フリーダイヤル 0120-205-553（無料）9:00~17:00（土日祝除く）

※ 個別相談は、所轄の税務署へ事前予約をお願いします。

特設サイト



### オンライン・国税局・税務署主催説明会

オンライン・国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています。日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください。

## まずは**インボイス発行事業者の登録要否の判断**から・・・

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在、免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

### 登録要否チェックシート

#### **売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう**

- 消費者や免税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
- 売上先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売上先はインボイスを必要としません。
- それ以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のためにあなたが交付するインボイスの保存が**必要**ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できます。
- 売上先の数が少ない場合は、**売上先に直接相談**することも考えられます。

#### **登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう**

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する**必要があります**。
- 現在**免税事業者**の方であっても、登録を受けると、**課税事業者として申告が必要**となります（簡易課税制度を適用することで、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する**事務負担の軽減を図る**ことができます）。
- 登録を受けている間は、**基準期間の課税売上高が1,000万円以下**となっても**免税事業者**となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- **登録を受けなかった場合、インボイスを交付できません**が、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、あなたからの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、**インボイスに該当しない請求書等は交付**できます。

申請手続



#### **登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう**

※インボイス発行事業者の登録申請手続については、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください。

**免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方**については、「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）が公表されていますので、参考にしてください。

Q&A



### 各種補助金のお知らせ

インボイス制度に対応するためのハード・ソフト等の導入費用等をIT導入補助金等により支援しております。

- IT導入補助金

IT導入補助金  
リーフレット



- 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者  
持続化補助金  
リーフレット



国税庁（法人番号 7000012050002）

リサイクル推進(A)  
この印刷物は、印刷屋の紙へ  
リサイクルできます。